

# 安全衛生推進者について

大企業には、健康管理室があり、そこには、産業医、保健師、安全衛生管理者などの産業保健スタッフがいて、彼らが、社員、職場の作業管理、作業環境管理、健康管理を行っています。さらに、安全衛生委員会が月に一回開催されます。産業保健スタッフ以外の社員も参加し、職場の安全衛生に関する問題点を提起し、その対策と改善方法を委員会で決定しています。

これに対し、従業員（パートも含む）50名未満の事業場（小規模事業場）では産業医の選任の義務がないので、（勿論、自主的に産業医と契約する事は構いません。）産業保健の責任者が誰なのか？曖昧になりがちです。

法律的には従業員が9名以下の事業場では、事業者が行う事になっています。従業員が10名から49名の事業場では「安全衛生推進者」が行う事になっています。

労働安全衛生法第12条の2では、従業員が10名から49名の事業場について、安全衛生推進者を選任し、その者に事業における安全衛生にかかる業務を担当させることとなっています。その職務は、

- 1、 労働者の危険または健康障害を防止する為の措置に関する事。
- 2、 労働者の安全又は衛生の為の教育の実施に関する事。
- 3、 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。
- 4、 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- 5、 その他労働災害を防止するために必要な業務。

と、なっています。



一番多いのは、定期健康診断の記録の保存、管理です。また、異常値が出た従業員に産業医の面談を受ける段取りをつけるのも業務になります。小規模事業場では産業医がないのが普通ですので、地域産業保健センターに連絡し、無料の健康診断後の面談の予約をするのも業務となります。

安全衛生推進者になる社員には講習会もあるので、受講する事をお勧めします。労働基準協会が主催しています。ここでは、実際の業務内容や、最低限の法律の開設もあります。有料ですが、ご利用下さい。



多摩東部地域産業保健センター 〒181-0014 三鷹市野崎 1-7-23 三鷹市医師会館内

電話 0422-47-2155 FAX 0422-48-0982 e-mail <http://www.mitaka.tokyo.med.or.jp/sannpo/index.html>